

総務委員会速記録

平成26年6月13日（金曜日）午前9時開会

出席委員（8名）

委員長	稲垣 勇 君	副委員長	片股 敬昌 君
委員	高橋 研史 君	委員	一木 重夫 君
委員	鯉江 満 君	委員	杉田 一男 君
委員	池田 望 君	委員	佐々木 幸美 君

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋 谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産 業 観 光 課 長	牛 島 康 博 君
自 然 管 理 員 専 門 委 員	岩 本 誠 君	建 設 水 道 課 長	篠 田 千 鶴 男 君
建 設 水 道 課 副 参 事	増 山 一 清 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
出 納 課 長	菊 池 元 弘 君	教 育 課 課 長 補 佐	大 津 源 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

議事日程

- 日程第1 小笠原諸島世界自然遺産について（継続）
- 日程第2 防災道路の整備について（継続）
- 日程第3 沖ノ鳥島・南鳥島について
- 日程第4 小笠原諸島振興開発計画について
- 日程第5 平成27年度小笠原諸島振興開発事業概算要求について
- 日程第6 平成27年度東京都予算編成に対する要望について
- 日程第7 小笠原近海における中国船違法操業逮捕事案について
- 日程第8 その他
- 日程第9 閉会中の継続調査について

◎開会の宣告

○委員長（稲垣 勇君） ただいまから総務委員会を開会します。

出席委員が定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時）

◎会議時間の延長

○委員長（稲垣 勇君） あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎説明員の出欠について

○委員長（稲垣 勇君） 次に、説明員の出欠について事務局長に報告させます。

○事務局長（セーボレー孝君） 本委員会で出席要求をしました説明員につきましては、全員が出席との通知を受けております。

以上でございます。

◎小笠原諸島世界自然遺産について

○委員長（稲垣 勇君） それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、小笠原諸島世界自然遺産について、執行部から報告を求めます。

自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 3月議会以降の世界自然遺産に関する経過報告をさせていただきます。

平成26年3月19日に平成25年度第2回科学委員会が開催されました。

主な議題といたしましては、世界自然遺産委員会決議への対応状況、地域連絡会議からの報告、今後の予定等です。

今回の科学委員会の特徴といたしましては、今まで進めてきた外来種対策に関する地域住民への配慮が提言されたことです。

次のページをおめくりください。

今回の科学委員会の助言事項等結果概要です。

その中で、住民に関する部分につきまして、太字で記載をさせていただきました。この太字の部分が地域に対する配慮項目となっております。ちょっと太字の部分を読ませていた

できます。

外来種対策全般ということで、「外来種対策に対する島民の理解を得るため、地域の声を吸い上げる取り組みを強化するとともに、農業振興と外来種対策が共存できるよう、農業にも配慮しつつ外来種対策を進めること」、次の太字が「外来種対策においては、事業の実施に関する責任は事業の実施主体である各管理機関にあり、助言や要請事項に関しては各ワーキング及び科学委員会が責任を負うものであるとの認識を共有すること」。

それから、その下の兄島のグリーンアノール対策の一番下段にあります「有人島の遺産地域内における野ネコの排除事業の影響として、ネズミ類の生活圏域での増加による農業被害や生活被害が発生している可能性があることについては、重大な問題であるとの認識に基づき、野ネコやネズミにかかわる各種検討会や父島列島生態系保全管理ワーキング及び管理機関による横断的な議論の機会を設けること」。

それと、また一番下段になりますけれども、「遺産価値を島民が実感できる機会や外来種対策事業の成果を確認する機会の確保は、島民の保全意識の向上や現地での駆除作業従事者のモチベーションの維持にとって重要であることから、外来種の侵入・拡散リスクの低減対策の徹底実施を条件として、属島への島民等の渡航機会の確保について検討すること」、この部分は、島民の理解を得てくださいということを強くっております。「母島において希少植物を観察できる場所の確保に対する要望が出されているが、具体的な検討を行う場合には、科学委員会に対する事前の情報提供を求める」と。

このように、登録前からいろいろな各種外来種対策を進めてきた結果、現在、一部村民生活に影響が出てきている部分もあるということで、事業主体である関係機関への配慮と村民の理解を得るための努力項目ということが今回議論されました。これにつきましては、主に地域連絡会議で提言されたネズミの増加、またオオコウモリの保護による農業被害に対する配慮を今後関係機関で考えていかななくてはならないということが今回の科学委員会の主な提言です。

最初のページにお戻りください。

その他報告事項といたしまして、兄島グリーンアノールの緊急対策につきまして報告させていただきます。

直近のデータといたしましては6月5日時点のトラップ設置数で4万7,769個、稼働トラップ数は4万1,894個、アノール捕獲数は8,621個体ということで、分布域調査では、最後のカラー刷りの資料をご参照ください。

この資料につきましては、兄島の一応取り組み状況を各種メッシュに分けて今現在おのこのこういう形で取り組んでおります。赤く波線になっている部分、これにつきましては今までの捕獲をしている状況でございます。6月5日の時点の報告では、西側は——この資料の左側になりますけれども、A6、B6、B5、東側に関しましては万作浜を越えたV7、問題の北側に関しましてはR14、ちょっと字がかなり小さいので読みづらいとは思いますが、おのこの黄色いメッシュの部分が今回の発見場所になります。R14で初の捕獲が確認され、分布域の西側、東端、北端ともに更新をされました。

この対策に関しましては昨年から始めてきたわけでございますけれども、今年に入ってから下の部分ですね、今年に入ってから高密度帯の捕獲数に関しましては大幅に減少しております。そのことから、實際上、高密度帯の押さえ込みに関しては成功していると判断していますが、一部分、分布域の拡大、先ほどの西端と東端、北端に関して一部分の分布域の拡大が確認されております。

今年度は、資料の上の部分に引いてある、青い線と赤い線のところで引いてある第二次防衛ラインの敷設を行いまして、北部への拡散を防ぐという対応を考えております。

報告は以上です。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） この緊急対策でトラップ数に比べて捕獲頭数が少ないのは、要はトラップの効率が悪いのか、または個体数自体がそんなに多くはないのか、そういう判断はしていますか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） このトラップ数と稼働トラップ数の差に関しましては、このメッシュのところに、一応一メッシュ1,000個という単位でトラップ数を仕掛けております。ただし、その場合、2週間に1回、今トラップの捕獲の検証を行っておりますけれども、捕獲が行われない場合に関しては、そのメッシュに関して外しているという形になりますので、その差が出ているということでは、おおむね実際上この周りについて拡散しているんじゃないかという確認はとるんですけども、実際トラップかけた段階では、捕獲がとれなかったという次のメッシュに移っていくという形になっています。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） それともう一つ、R14の初捕獲という部分に関しては、これは防護柵をした中でさらに越えていっているのか、それともまだ未処理の部分なのか、その辺はどうですか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） R14に関しましては、まだ防護柵、これからの設置場所ということで、ただ、捕獲個体数は数個体ということで、この部分についての結論というのはワーキングの中でもまだ出ておりませんが、一部かなり活発な個体が、一部ちょっとほかの地域に侵入していったのではないかと。ただし、こういう数個体発見された場合、その周りのメッシュについて、ここにあるR14の周りが青くなっておりますけれども、その周りについて、周りのメッシュも全て分布域の調査ということで確認をとっております。今現在R14の周りやっておりますけれども、今現在はまだ捕獲個体が出ていないという報告は受けています。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 以前から、この捕獲頭数の数というのはトラップ数から比べるとはるかに低いという中で、改良型のトラップとか、今現在のトラップそのものが効果的なのかという部分も含めて、科学委員会等でこのトラップに関しての改良等は検討されているんですか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 当然この事業を進めていく中で今の赤いトラップが最善ということではなくて、当然捕獲技術の研究というのもなされておまして、今年度、例えば半分の大きさのものとか、赤い色じゃなくて半透明のもので表側から確認がとれるようなトラップというのも試作をして、今年度設置する予定になっております。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） いずれにしろ、新しい捕獲が見つかるということ自体、まだ対策自体が万全ではないというあかしだと思っておりますけれども、今年度これを踏まえて、トラップも含めてどういう防止対策をとる予定でいますか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 今言ったトラップの改良を含めて、あと毒餌自体がいわゆる考えることができるのか等を含めて今現在進めておりますけれども、この1年間の取り組みの中で、まだ完全ないわゆるこれをやれば絶対防げるというような結論というのは

得ておりませんので、実際問題としては、先ほどご説明した第二次防衛ラインを設置することによって北部への拡散というのはかなり防げるのではないかとということで、ただし、この第二防衛ラインを全部つくられたとしても完全に防御できるということ自体はワーキングのほうでも考えておりませんので。ただ、少数個体がある程度移動したとしても兄島自然体系に大きく影響を及ぼさないということで、今の取り組みとしてはまず捕獲ということで、この高密度帯をほとんど低密度にもっていくという目的で今動いておりますので、事業成果についてはあと1年、2年かかった中で判断をされていくと考えています。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） では最後に聞きますけれども、このアノールは緊急対策という形で急遽始まったんですけれども、当初は予算も含めて人員体制も含めていろいろと多分大変な部分もあったと思うんですけれども、本年度以降、予算とかそういう作業員、そういう人員確保も含めて万全な体制はとれそうですか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 去年は緊急対応ということで、年度当初の取り組みという中ですぐには予算が確保できなかったという状況がございましたけれども、今年はまだ4月には活動期に入るということで、4月から事業に取り組めるような形で各行政機関取り組んでまいりました。ただ、この資料を見てわかるとおり、青いメッシュの部分はかなり広範囲に広がっているという中では、人的な対応自体はかなり厳しい状況にあります。今現在事業費、事業委託の中で動いておりますけれども、ワーキングの中で今大きく提言されているのは、この広範囲の部分はどうやって対応していくのかという中では、各行政機関の人員の提供等も今後考えていかないと、全体の分布域の調査自体は非常に難しいのではないかと意見が出されております。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） アノールが拡大をしていっているということもありまして、まだまだやっていくことが多いんだなというのを実感しています。また、今回のこの報告にはないんですけれども、父島のプラナリアの対策なんかもやっていかなきゃいけないということもあろうかと思えます。村としては、村役場としてやれることは、実際の事業ではなく調整の業務だとは思いますが、自然環境保全のやることというのは本当にたくさんあるだろうと思えます。また、岩本さんの立場でやらなきゃいけない範囲というのは、この

間説明でもありましたけれども、エネルギーの課題ですね。再生可能エネルギーの分野でも携わっていかなくちゃいけないという中で、自然管理専門委員としての仕事というのは物すごく多いし多岐にわたるといふふうに認識しております。

そんな中、昨日の一般質問の中で岩本さんが住宅もやっていると、自然管理専門委員なのに住宅というところで自分は違和感を感じたんですけれども、本来であれば総務課であるとか村民課とか、あと建設水道課がその役割を担っていくべき担当部署なんじゃないかなと思っているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。副村長、お願いします。

○委員長（稲垣 勇君） 副村長、石田君。

○副村長（石田和彦君） 住宅問題の担当をなぜ自然管理専門委員がしてきたのかというお尋ねですが、自然管理専門委員である岩本さんが担当してきたことにつきましては、平成18年に東京都の職員から当村に世界自然遺産担当副参事として派遣をされてきた時点から、東京都の景観条例の策定についても所管をしておりました。当時、都営小笠原住宅の建てかえ問題が生じた時点で、景観条例担当とともに都営小笠原住宅の建てかえについてもあわせてこの島の将来の景観という問題について、自然との兼ね合いということで所管をしてきたことによるものです。このことによりまして、これまでの流れも把握をし、そして当時の資料も、この時点からの資料を理解していることから、村長よりの特命事項としてこれまで担当してきたものであります。

当村の住宅政策の策定については、本来的には企画政策室を中心としながらこれまでの対応をしていくということになるわけですが、総合計画策定に企画政策室の人員が相当数割かれておりました。このことによりまして、検討委員会立ち上げまでの調整をとりあえず自然管理専門委員が行ってきたと、これまでの流れから行ってきたということです。

自然管理専門委員が住宅政策に従事したということの根拠につきましては、さきに説明したとおり、自然管理専門委員設置要綱第3条、委託する事項の（2）です。その他、村長が必要と認める事項に基づいてこれまで担当してきました。具体的には、住宅政策をつくっていくというところでは企画政策室の所管事項だろうというふうには思います。

以上です。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 確かに過去の経緯も覚えていますし、住宅をずっとやってきたというところで、岩本さんのそういう力が必要だというのはもちろん理解はしているつもりなんですけど、私も環境の人たちから、何で村の自然保護行政の動きが遅いんだというふうには言

われたときに、いや、今村役場は自然保護課としてもないし係としてもないし、自然管理専門委員が1人で抱えている中で、なかなかマンパワーが足りないから大変なんだと、だから皆さんの要望にはなかなか応えることはできないんだけど、そこはちょっと今は勘弁してほしいということを私は村民に対して今までずっと言ってきたんです。そんな中、自然管理専門委員が住宅をやっていると、僕も村民に今度説明しづらくなるんです。何でそこまでほかの仕事をやらせるんだ、何で自然の管理を専門にやらないんだというところを言われちゃうんです、今度また自分が。

その辺、今年度はしようがないと思いますけれども、ぜひちょっと来年度からは何かうまい具合に考えることができないかなと思うんですけれども、村長、どうですか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 住宅問題につきまして、昨日の一般質問で今後の方向づけのお話を答弁の中でさせていただきました。村役場の中には村の調整機関もつくりましますし、東京都のほうとそれで交渉していくということで、ようやく専門委員が継続してきたところから踏み出すことができたということでございますので、まずそこをご理解いただきたいと思えます。

過去の継続的なことは、このことについては大変重大な問題、村にとっては大きなことだと私は考えておりましたので、いろいろな微調整を今回、昨日の一般質問でいろいろ答弁できるようになったというところまでのことを継続して岩本専門委員にやってきていただいたということでございますので、そのことのために自然に大変関心をお持ちの方が、役場のほうが手薄じゃないかというようなご懸念があったとしたら、そこについてはこれからは一生懸命努めてまいりますのでご理解をいただきたいと、このように思うところでございます。今後ずっと岩本君が住宅を担当していくということはありませんので、そのこととはご理解をいただきたいと、こう思います。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 前々から自分も求めてきたことだし、あと自然管理専門委員からもこれはやっていきたいんだということの一つに管理団体の立ち上げというものもあったと思えます。最初の就任……、前回の就任の挨拶のときに、私はこの管理団体の立ち上げをやっていきたいんですという力強い言葉をもらっていますが、残念ながら今のところそういう動きが伝わってきておりません。いや、本当にいっぱい仕事を抱えているなというのはよくわかるんですけれども、そこを何とかちょっと進めていってほしいと思うんです。

れども、もう一度岩本さんのほうから決意のほどを、管理団体の立ち上げについて、お願いします。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 他地域を見ましても、實際上、世界遺産というのは登録までが重要ではなくて、登録した後いかにこの自然を守っていくのかという部分が一番大事な部分だと私は考えております。他地域、知床についても屋久島についても登録後、観光客の問題とかそれに伴う自然破壊、そのためにそれに対応するための財団というものが設置されております。小笠原におきましても先ほどのアノール対策、兄島へのアノールが侵入した時点で、今の縦割り行政の中での予算の確保の難しさ、また今回プラナリアが鳥山付近に発見されたということで、その緊急的な対応というものがどうしても遅れをとっていくと。この原因につきましては、やはり環境省主体で、環境省一省の中で対応を考えていくというのは非常に難しい問題だと考えております。

そういう意味では、小笠原の自然を守るためにやはり管理組織というものは必ず必要ではないのかなと、機会あるたびに国と東京都のほうにはその考え方を述べておりますけれども、なかなかまだ実現には至っておりませんが、今後も国と東京都のほうに現状を説明しながら管理団体の設立には努力していきたいと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） そのようなまた決意でやってほしいと思っております。

もう一つ関連でエコツーリズムのこと、エコツーリズム推進法の中での自然の管理という部分でお伺いしたいんですけれども、産業観光課にお尋ねをします。

エコツーリズム推進法の全体構想を今策定中と聞いていますけれども、なるべく早くやってほしいなと思っているんですが、進捗状況をお願いします。

○委員長（稲垣 勇君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） ご質問にありました全体構想についてでございます。

現在、小笠原エコツーリズム協議会におきまして全体構想を策定中でございます。平成26年、今年の4月に小笠原エコツーリズム協議会が開催されまして、そこで素案が承認されました。今後のスケジュールなんですけれども、今科学委員会アドバイザーへの意見照会をやっている途中でございます。7月の頭に大河内先生がいらっしゃいますので、そこで意見照会を行いたいと考えております。そこで修正があれば9月ごろまでに行いまして、その後10月から12月にかけて各関係省庁、環境省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、

事前協議を行いまして、その結果を反映した全体構想案を作成して、これを平成26年度末までに行いたいと考えております。最終案につきましては、来年の4月の小笠原エコツアー協議会において承認をいただければ環境省のほうへ全体構想の認定申請を行うことになります。

これについては、意見照会や事前協議に時間がかかることもございますのでスケジュールが変更になるかもしれませんが、平成27年度中には小笠原村が国内5番目の認定地域となるように取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） ぜひそのようなスケジュールのとおりに進めていってほしいと思っています。何で早くやってほしいかといいますと、この推進法の認定の地域になれば、道路運送法上のエコツアーの二種免許を取って事業を、タクシー事業者として登録しなくてもエコツアー業者がお客さんの送迎ができるというそういう特例が得られるわけですね。それがもう最大のメリットであるので、一応そういうようなメリットがありますので、今の現状だとエコツアー業者がお客さんを乗せているというのはグレーゾーンだって全国的にも言われていますので、それをいち早く小笠原はちゃんと認定をとって、法律に基づいてちゃんとお客さんを運べるようにというふうにできればなと思います。そうじゃないと保険が、また昨日の話ですけれども、保険がきかなくなる可能性がありますので、ぜひ早目をお願いいたします。

○委員長（稲垣 勇君） 今のは答弁いいんですね。

（「はい」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） すみません、1つだけお願いします。

参考資料1の科学委員会の出してきた助言事項の中で、参考資料1の一番最初のページの下のほうに、野ネコを排除したからネズミが増えたんじゃないかという可能性があるのと、よって野ネコや野ネズミにかかわる対策を横断的な議論の機会を設けるといふのがあつて、すけれども、まさか猫をとつたからネズミが増えたんじゃないかというそういうような議論をするわけじゃないですよね。この議論という中身をよく教えていただきたいんですが、お願いします。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） この議題になつた段階では、地域連絡会議の中で、外来

種対策を進めてきた結果、遺産登録後かなりネズミの轢死体も多い、また住居地域の中でのネズミの被害も多くなってきていると、それから農業者のほうも殺鼠剤をまく量が登録前よりも登録後のほうが多くなっているという中では、山の中はかなりネズミが増えているんじゃないかという捉え方で、一部の方は野ネコを捕獲した関係で山の中にネズミが増えたんじゃないかというご意見もあるということで、科学委員会の中では、今後、山の中のネズミの生息数等の調査を行いながら、ここを實際上、科学的に立証できるかどうかは別にいたしましても、まずその確認を行うことと、それから被害が増えている中では、ネズミ対応について今後何らかしらの対応策というものも考えていかななくてはいけないのではないかという内容になっております。

それともう一個ちょっと追加なんですけれども、先ほどのアノールの説明で、杉田委員のほうから言われた質問の中のR14のところ、ちょっと私柵がまだできていないとご説明いたしましたけれども、この地図にある赤い部分がR14にかかっておりますので、赤い部分はもう既に一部柵が設置されている部分です。その柵の外側でも確認されたというのが今回重要な形にはなっております。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 今ネズミに関するお答えをいただきましたが、どうも私このネズミに関する取り組みというのが、ちょっと階段にしてみると1段低いような、もう1段上がっていてもいいような感じがするんですよ。ネズミの被害はもう待たないぐらいに困っているんですよ、島の方たち。農作物もありますけれども、うちなんかは網戸を食い荒らされるんですよ。それでうちの中へ入っちゃうんですよ。しょうがないからステンレスの網戸にかえたんです。それもかんじゃうんですよ、穴あけちゃうんです。もう打ち手がないんですよ、本当に困っているんです。

ですから、もっと早く対応していただきたい、これうちだけじゃないですよ、皆さんのところそうですから。ぜひとも、検討なんていう段階では私ないと思うんですよ、もう行動に移す段階だと思えます。まあどうして増えたかという、学者の方はそれも研究が必要でしょうけれども、もう対策のほうに一步踏み出していただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（稲垣 勇君） 今のは、答弁。

（「いいです」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 助言事項等の1番の「外来種対策に対する島民の理解を得るため、地域の声を吸い上げる取り組みを強化するとともに、農業振興と外来種対策は共存できるよう、農業にも配慮しつつ外来種対策を進めること」というふうここに書いてありまして、6月の村民だよりも新しく小笠原に来られた方へということで、いろいろな持ち込みについての注意喚起をされていたと思うんですが、何かもう少し明確なガイドラインがあれば、そういうこれはだめだよというのが少しわかりやすいと思うんですが、今何かこの文章でも配慮をするとか調整をしていくような話なんですが、何か外来種対策としてこれで成り立つだろうかというちょっと不安な思いがあるんですが、その辺は専門官、どうですか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 実際その問題に関しましては、新たな外来種対策のワーキンググループというのが今現在立ち上がっております。ただし、この部分で委員が言われるのは当然もっともなことだとは思いますが、なかなか農業に関して實際上、苗木の流入とかそういうものも今インターネットの中で沖縄から持ってくるとか全てが農業協同組合を通っているわけではない。

また、実際農業政策を進めていく中で、例えばパパイヤなんかは侵略性の高い外来種という捉え方をIUCNはしております。じゃパパイヤを植えてはいけないのかという話になった場合、現実的にはそれは非常に無理だということの中で、そのワーキングの中でもリスト化をして、持ち込み禁止の植物というものをリスト化すること自体、逆に非常に困難を来すだろうと。

それからチェック体制ですね、今後島に入ってくる場合のチェック体制をどういう形で事実上できるのかどうか。それは今検討中なんですけれども、なかなかこういう情報化社会の中で、インターネットで自由に取り入れることができるということの中でそれを防ぐということは非常に難しいので、今後はいわゆる啓蒙とか、そういう意味で農業協同組合を通しながら農業従事者の方にそういうお願いをする、また島民の方にも侵略性の強そうな植物について情報発信をするという形をとらざるを得ないかなと。

ただ、一概にIUCNの侵略性の高い外来植物を——100種あるんですけれども、それ全てが逆に言うと小笠原の場合本当に侵略性が高いかどうかというもまたそれは別な話で、小笠原にとって、例えばIUCNがカエンジュは非常に侵略性の高い外来種になっていまして、事実上小笠原にカエンジュ植わっております。その部分以外に、ほかに繁殖

をしているという事例がない中では、じゃ小笠原の場合の侵略性の高い植物というのだけを選択するというのは非常に難しい問題であるということと、それから農業政策に支障を来さない範囲で皆さんに協力していただくということをどういうふうに伝えていくかというのを今後検討していかざるを得ないのかなと思っています。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 理解できるんですよ、なかなか区分けするのは難しいだろうと。ただ、ちょっと気になるのは最近エアプラントみたいなものも結構あるんですね、ただ何ていうんですか、水をやらなくても育っていくとか。そういうのは繁殖性も結構強いみたいで、そういうのを割にインターネットでとったり何かして、置くと繁殖するかとか、そういう何か個人で取り引きをされるのまで管理はできないにしても、例えばエアプラントはやめたほうがいいですよというくくりを一つつくって、そういうことを言ってあげれば、ああこれはだめだなということは少しわかると思うんですね。

今お示ししていただいたような形では、どこまでが悪くてどこまでがいいのかとか、どこまで……、村のためにこれは守ろうと思ってやっていて、自分の趣味もあってとった人は、それは実は村のためになっていないというようなことも、何ていうか悪気がなくていろいろなことを起こしてしまうというようなことが起こらないように何かその辺の細かな、がっちりやれとは言いません、難しいのはよくわかりますから。もう少し丁寧な何か協力依頼をされたらいいんじゃないかなと。これは提言ですが、科学委員会の先生なんかともその辺のことを話していただいて、もう少し明確なものをガイドラインとして示していただきたい、これがお願いでございます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） ないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎防災道路の整備について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第2、防災道路の整備について、執行部から報告を求めます。
総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、防災道路の整備に関しまして、前委員会以降の動きについてまず報告させていただきます。

お手元の資料で1の（1）でございます。4月11日、都議会民主党視察団に対し防災道路の必要性について説明をいたしました。4月15日、東京都建設局道路建設部道路橋梁課長一行が来島され、翌16日、道路橋梁課長一行と村長ほか役場関係者との防災道路に関する意見交換を行っております。4月23日、総務局行政部担当部長一行の来島に際し、防災道路についての説明をさせていただいております。また、道路橋梁課長来島以降の動きの中で、4月30日に土木課長ほか支庁関係者と村関係者合同によりまして現場の視察また現場での意見交換を行っております。次に、5月1日ですが、奥村交流センターが供用開始されております。

2としまして、今後の進め方でございますが、そういった支庁さん等との打ち合わせの中で、次回委員会までに、こちらの委員会は9月予定でございますが、関係機関や有識者等との調整を行い、防災道路整備の村内合意形成に向けた基本方針を定めたいと考えております。

また、その後、基本方針を村民説明会等を通して説明し、意見集約をしながら村民合意を図った上で、来年度には東京都への具体的な整備要望に結びつけたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

ただ、前回ちょっと説明を受けた中で執行部のほう、今、支庁とも東京都とも話し合いをして、できるだけいい方向で進めているという報告を受けたと思います。今ここで何か村の中から意見、進める方向ではいいんですけども、これが遅滞するような形になるとまずいということで、私委員長からお願いがあります。できたらもう少し様子を見てから意見を集約していきたいと思いますので、もう少し時間をかけて……

（「いいんじゃない」「今後の進め方にもうたってありますから」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） いいですか、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎沖ノ鳥島・南鳥島について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第3、沖ノ鳥島・南鳥島について、執行部から報告を求めます。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 沖ノ鳥島・南鳥島につきましてご報告させていただきます。

まず最初に、沖ノ鳥島についてでございます。

港湾施設の整備、全体概要につきましては、今のところ変更ございません。今年度の事業予定でございますが、皆様ご承知のとおり、3月30日に工事現場におきまして事故が発生しまして、そのことに伴いましてとりあえず今年度予定されていた岸壁工事については一旦中断という形になっているところでございます。今後の工事の再開の見込みにつきましては、事故に関しまして沖ノ鳥島港湾工事事故原因究明・再発防止検討委員会が設置されておりまして、現在事故原因の究明と今後の事故再発防止について審議がされているところでございます。今後の事業については委員会の中間取りまとめを踏まえて検討されるというふうに聞いているところでございます。今のところ事故調査委員会、4月8日、4月25日、5月29日、3回開かれておりまして、現場で転覆した栈橋自体も5月13日に現場から鹿児島県の錦江湾のほうに曳航されまして、5月28日には鹿児島県のほうに到着して事故調査委員会の調査も今進められているという状況になっております。

2点目の南鳥島につきましてですが、港湾施設の整備につきまして、全体概要については変更ございません。平成27年度完成予定というところで進んでいるところでございます。今年度につきましては、引き続き来年度の完成を目指して岸壁工事が継続されるというふうに伺っております。工事の進捗でございますが、先月の14日に村長が行政視察として南鳥島を訪問させていただきましたが、その際に現地の国土交通省の所長から説明かたがた現場を視認したという状況でございます。

報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 1年越しの村長の視察ということで、私たちは1年前に行かせていた

だきましたけれども、南鳥島自体がやはりレアメタルも含めた海底鉱物資源、重要だという中で世界中でも注目されているわけですが、いかんせん1,800キロ近く本土から離れている、硫黄島からも1,300キロぐらい離れているという中で、そういう可能性のある島という中で、村長も初めて視察したと思うんですけれども、私たちが行ったときはこの港湾施設、まだ動き出したばかりで何も形になっていませんでしたけれども、村長が自分自身で行って、小笠原の行政区域という部分を踏まえて、今後あそこに港湾施設が完成すればいろいろな形で小笠原村も利用できる部分も出てくるのではないかなと思うんですけれども、率直な感想だけお聞かせください。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 本当に1年越しで念願がかなって行ってまいりました。自衛隊機の、私それから北関東防衛局局長以下数名と東京都の行政部にもいい機会ですので同行を願いまして行ったわけですが、まず私は南鳥島につきましては、第一義的には滑走路でございまして、実は。村の調査で洲崎に1,200クラスという航空法にのっとり滑走路でいきますと、おおむねあのぐらいの滑走路長になるものですから、どんな具合で着陸をし、離陸ができるかなということを個人的には大変いろいろな思いを持ちながら伺ったところです。

そして、第2点目には港湾施設。これが、沖ノ鳥島は私見ておりましたので、実際に図面を拝見したような形で港湾施設が進んでいくのかなということを、それから行政区域とはいえなかな村が直接はできないわけですが、今杉田委員がおっしゃいましたように、そういう港湾施設等ができればどのような活用が考えられるのかなということがいろいろありますので、大変楽しみにして行ってまいりました。

片道約4時間ですね、自衛隊機で。1時間半ぐらい滞在をし、ご案内をいただきました。気象庁には小笠原出身の香川君が所長としてちょうど赴任しておりましたので、懐かしい再会も果たしたところなんです、工事関係者が90人ぐらい行っていらっしゃるというような話を伺いました。

まず、港湾施設、岸壁なんです、下が岩なんです。ですから波止場、海岸線のすぐ近くまで私行かせていただきまして、岸壁が岩着をするということですから、大変強固というか丈夫なものができると思うんですね、素人考えでも。それが160メートルぐらいですかね、一緒に考えているとなると、沖ノ鳥島とは違いまして立派な、また活用できる埠頭ができるのではないかなという印象を率直に持って帰ってきたところでございます。ですから、今後本当に南鳥島はいろいろな形で船舶が行けるようになるということになります

と、利用価値がますます高まるのではないかな、そういう思いを持って帰ってきました。

あと、戦争の被害が全くなかったわけではないところでございますので、改めてあの小さな島にもそういう戦禍の傷があるんだなということを、お墓参りをさせていただきながらそんなところも思いをはせてきたところでございます。

本当に1年越しということで、逆にチャーター機みたいな形で我々だけが行けましたので、先ほど申し上げましたように東京都の行政部にも同行していただいたということができたということは大変よかったなと、このように思っただけ帰ってきたところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

鯉江 満委員。

○委員（鯉江 満君） この2島について、沖ノ鳥島は先ほどもその事故で実際私たちも視察できなかったということがあるわけなんですけど、現状というか、工事の進捗状況というか、この文書ではなくて、工事業者がいるわけですから、この総務委員会のほうとしては3カ月に1回程度、どのぐらいできているのかなというような例えば写真ですね、そういうようなものを情報としていただくようなことを国土交通省のほうにお願いできませんでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 私も昨年企画政策室に配属されて、この沖ノ鳥島の件で国といろいろやりとりをさせていただくようになったんですが、国のスタンス、特に工事を直接管理している関東地方整備局の東京港湾事務所の副所長さんに直接お会いすることができまして、いろいろな話をさせていただいたことがあります。その際、何度も言われたのが、対外的な意味で情報管理はしっかりやらせていただいておりますということは何度も言われております。

実は、議会へこうやって報告する際にも、国のほうにはこういう趣旨のことを報告させていただくということで必ず事前にやりとりをしないとなかなか報告材料のほうを整わないという状況もございますので、現場把握するという我々の立場からすればそれも十分理解するところですし、我々もしたいところなんですけど、直接工事を所管しているそこのやりとりという意味では、そういった配慮もしながらやっていく必要があるかなというふうに感じているところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎小笠原諸島振興開発計画について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第4、小笠原諸島振興開発計画について、執行部から報告を求めます。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 小笠原諸島振興開発計画につきましてご報告させていただきます。

まず、振興開発計画のもとになっております特別措置法でございますが、3月28日に国会で可決し、3月31日付で公布されております。それに基づく国の振興開発の基本方針の状況でございますが、ご承知のとおり、5月16日に国の振興開発審議会が開催されまして、振興開発基本方針の案が審議されました。基本的には了承されまして、5月28日に国のほうが基本方針を告示したという形になっております。新しい特別措置法、それから国の新しい基本方針に基づきまして今後振興開発計画をつくっていくということになるんですが、策定主体はあくまで法律上東京都でございます。

東京都の今時点での今後の策定スケジュールでございますが、7月下旬に東京都が振興開発計画の案を取りまとめると。8月中旬にそれを公表いたしまして、9月中旬からパブリックコメントを実施する。9月中旬、同時に都議会の総務委員会に計画案を説明し、10月中旬、修正案をまとめまして、11月中旬に国土交通省の同意を得ると。その後、11月下旬に東京都が、国の同意を得られれば東京都が計画を決定し、12月上旬に公表するという、おおむねそのようなスケジュールで今後進めていくというふうに東京都からは聞いているところでございます。

東京都が計画を策定するに当たって、村の素案を提出できることになっております。村としましては、6月中に村としての計画の素案をまとめるべく今作業を進めているところでございます。7月上旬には村の計画案を東京都に提出するスケジュールで進めているんですが、その前段で本来であれば6月議会に作業が間に合えば計画案を説明し意見聴取もできたんですが、ちょっと間に合いませんでしたので、議会終了後、案がまとまりましたら

各議員さんのほうには個別にお配りし、個別にご意見をいただくような形で対応させていただければというふうに考えているところです。

あわせて、村の総合開発審議会、こちらにも諮問・答申をいただく形で意見を聴取して、東京都には村の考え方を提出したいというふうに考えております。実質7月下旬ぐらまでの間で、村の素案もベースにしながらか東京都の案、村の案、調整しつつ東京都が取りまとめをするという形で当面進んでいくことになります。

報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

（「ありません」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） ありませんか。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎平成27年度小笠原諸島振興開発事業概算要求について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第5、平成27年度小笠原諸島振興開発事業概算要求について、執行部から報告を求めます。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） それでは、平成27年度の振興開発事業の概算要求につきましてご説明をさせていただきます。

先ほど振興開発計画の説明をさせていただきましたが、同時にあわせて本来であれば新しい振興開発計画に基づく概算要求ということになるんですが、初年度ということで、同時並行で概算要求の作業もしているという形になっております。

お配りしました資料は、平成27年度の概算要求の村事業のみを一覧にしたものでございます。一応村の材料として要求出したものをご説明させていただきますが、表の左側のほうに、平成26年度の実施計画額、事業費と国費、それからその次に平成27年度の概算要求額が並べてあります。右は増減と伸び率という形で整理させていただいております。

平成27年度の概算要求額の欄で、国費ベースで説明させていただきますが、まず最初に、観光交流施設は平成27年度予定ございません。

生活基盤施設の①村道につきましては国費ベースで2,695万5,000円の要求をしているところでございます。②番の簡易水道につきましては2億287万8,000円でございます。中身は、父島につきましては監視設備の改良、第2原水調整池、それから清瀬配水池の設計等でございます。母島におきましては沖村浄水場の建設工事の内容になります。③番のし尿処理施設につきましては国費で1億4,064万4,000円でございます。父島処理棟の改築、母島におきましてはポンプ場の電気設備の改良でございます。それから、浄化槽施設につきましては国費で346万5,000円、これは父島におけます21人槽1基の設置予定でございます。それから、診療所建物はございません。6番の保育施設でございますが、国費ベースで8,463万円、父島、母島共通の実施計画の策定、それから父島における用地測量、地質調査、用地買収という中身の要求をさせていただいております。

それから、ソフト事業のほうの診療所運営費でございますが、こちらは国費ベースで1億2,174万3,000円でございます。父島・母島診療所の管理運営、医療器材の整備でございます。

トータルで、事業費で11億5,164万5,000円、国費で5億8,031万5,000円ということになります。増減、伸び率で比較しますと、平成26年度に比較しまして3倍近い要求を出していると、それだけちょっと材料があるということなのですが、実はこれに都事業を合わせますと、やはり同じように平成26年度国費で11億円の予算をいただいているところなのですが、都事業、村事業を合わせますと、平成27年度30億円近く材料が積み上がる状態でございます。平成27年度以降、平成30年度までおおむね平均的に24億円ぐらいの事業費が積み上がっている現状でございます。

今年度の予算そのものが国費で11億円しか今現状ない中で、昨日の一般質問の答弁でも申し上げましたが、都事業、村事業全体の中で何を優先してという事業の調整をこれからしていくこととなります。今考えられる村の材料はとりあえず全て概算要求に上げたところなのですが、東京都事業も全部材料を上げてそのまま国土交通省のほうに提出をしているという状態でございますので、これから事業調整が必要になっていくという状態でございます。そこらあたりこれからいろいろな調整はやっていくこととなりますが、9月の委員会ではまたそういった報告をさせていただければと思っておりますのでございます。

報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 今のお話を聞いて、今が国費で11億円ぐらだと、今後は30億円に積み上がってくるだろうと。これ大変何か大きな課題だなというふうに今認識をしたんですけども、村議会ができることというのは、協力というか一緒にできることというのは具体的にどういったことがあるでしょうか。村長にお伺いします。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 新たな防災のこと等々がこれからはかかってきますので、そういうことをしていきますと、さっき端的に言っている相当な金額に積み上がってくると、それから昨日も議論をいただきました村内のいろいろなことでもあるわけでございます。既にそういうことが想定されますので、概算要求し、それからこれが来年度のどのぐらいの見通しで国の査定が出るのかとか動きがございますが、まず執行部が東京都とともに国土交通省のほうにいろいろ陳情・要望活動、国だけではなくて国政のいろいろ日ごろからご支援をいただいている先生方に内容を説明し、ご尽力をまずお願いをするという行動を既にしていますし、これからその辺の時期的な流れとともに訪れますので、その上で村議会の皆様のご支援をいただかなければならないことにつきましては私どものほうからご協力をお願いをさせていただきますので、そのときともに行動していただければと、こう思うところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） わかりました。これすごい大きな課題だなと思ったので、ぜひ村長を筆頭に、やれる体制を構築できればと思っております。

もう1点、細かい部分でお聞きしたいんですけども、平成27年度概算要求の中で、保育施設で村の事業費が1億6,900万円ありますけれども、この財源について財政課長にお伺いをしたいんですが、この1億6,900万円のうち辺地債とか、あと東京都の総合交付金とかそういうのは当てにはできるのでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 今資料にございますのが事業費と国費ということでございます。

この金額の差につきましては、まず地方債を充てるということが考えられるんですけども、ちょっと地方債の整理というのをまだ現状でしていないところもございますので、後ほどそれにつきましてはお話をさせていただければと思います。

それと、総合交付金のお話がございました。地方債を充てた上で、まだ一般財源の負担と

いうのがございますので、それにつきましては東京都と相談の上、調整交付金の対象にしていただくような形で進めていくように予定はしてございます。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 先ほど事業費が大分伸びるよというお話を伺いました。振興事業が法改正・延長されて5カ年計画ですので、大枠の大体の予算が5年間ではあるのでしょうか。それを考えますと、バランスよく使っていないと島内の経済というのは大変困ることが起こるといふふうに思います。一時期よくても次がだめだったらそのとき村民は困るわけですね。その辺のことを考えて、振興事業のメニューをうまく使いながらバランスよく村内経済を守っていくという観点から、企画のほうで考えていらっしゃることはありますか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 池田委員おっしゃる視点というのは当然私ども頭にも入っております。都事業、村事業も小笠原を対象にしたそれぞれの事業目的がありますので、とりあえず5年の中で船舶の整備、それに係る港湾施設の整備というのはまず優先的に実務的には考えざるを得ないだろうなというふうには考えているところです。その後、住宅から村事業の保育施設からいろいろな事業がある中で、そのあたりを獲得できる予算の中でどういうふうになを優先的にこう整備をしていくかと。その際には当然池田委員がおっしゃった視点も持ちつつこれからの調整にちょっとなっていくしますので、そういうスタンスを持ちながら今後の検討に対応してまいりたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎平成27年度東京都予算編成に対する要望について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第6、平成27年度東京都予算編成に対する要望について、執行部から報告を求めます。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） それでは、平成27年度東京都予算編成に対する要望事項につきましてご報告させていただきます。

お配りしました資料の表紙でございますが、年度が間違っておりました。失礼いたしました。平成27年度に修正させていただければと思います。

1 ページめくっていただいて中身でございます。ご承知のとおり、町村会を通しまして東京都に予算要望するわけですが、小笠原だけではなく、各ほかの町村の要望事項も全て一覧になった形で東京都には提出することになります。お配りしました資料につきましては、小笠原村が要望事項として上げているもののみ一覧にいたしまして、平成26年度との比較で要望状況がわかるような形で整理させていただいております。

これを一つ一つ報告すると大変な時間がかかりますので、変更したところ、平成26年度と比較して変更したところのみご報告をさせていただきます。

表としましては、左から各局名、それから要望事項、それから要旨、その内容ということですね、それから平成27年、26年、マルと二重丸、バツ等がございますが、二重丸は重点要望、マルは通常要望、バツは取り下げという形でご理解いただければと存じます。

変更しましたところは、まず、1 ページの下から2 番目、総務局に対する離島海空路の充実強化の⑫番でございます。母島沖港の日よけ雨よけ施設等の整備、平成26年度に新規要望として出したところ、具体的に対応組織がやるという、実際に対応してくれる見込みが立ちましたので平成27年度につきましては取り下げをするところでございます。

それから、3 ページになります。環境局でございますが、（7）番、廃棄物処理対策の促進とごみの減量化等に対する調整・指導・財政支援の充実の⑨番、島しょ地域における自動車リサイクル法への対応促進と、現状に即しまして他町村との並びも含めまして新規で通常要望をすることとしたところでございます。

それから、5 ページになりますが、福祉保健局の（19）番、精神科及び感染症患者の救急搬送体制の確立、①番、精神科及び感染症患者の救急搬送体制の確立ということで、今までほかの町村からも要望としては出ていたところなんです、小笠原も昨今の患者状況を踏まえまして、新たに要望を出すこととなりました。重点要望として精神科、それから感染症の患者さんの救急搬送、これの体制確立として重点要望として新規で出すことにしたところでございます。

それから、同じページの（27）番、公立保育所等整備事業に対する財政支援の充実で、①、②、公立保育園の施設の大規模改修あるいは施設の増改築、それぞれに対する財政支援の

充実を新規で通常要望として提出をしたいと考えております。

変更点は以上でございます。ほかの要望事項につきましては特に変更はありませんが、昨年度以前の東京都の回答も踏まえまして、改めて継続的に要望を出していくということでございます。具体的中身につきましては資料をご覧くださいと思います。

報告は以上です。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

片股敬昌副委員長。

○副委員長（片股敬昌君） 先ほどは失礼しました。先ほどの保健所機能のその上の精神科及び感染症患者の救急搬送と、5ページです。先回の硫黄島、医師、看護師さんと一緒に硫黄島へ行かせていただきまして、そのときの恐らく医師の判断といましようか、そういうものが入ってもいるんだらうと思うんですね。具体的にこの救急搬送する際の一般の患者さんとかこうした患者さんとのどういうところが具体的に改める必要があるのかという、具体的なところがちょっとわかりましたら。

○委員長（稲垣 勇君） 医療課長、佐々木君。

○医療課長（佐々木英樹君） 精神患者の搬送についてということでございます。

一般の患者さんとの違いということでございますが、ある程度精神科に関しましては直接生命に問題はないという部分があったりします。そうしますと、この自衛隊の搬送の形態からしますと人命がそんなに危ないということでなければちょっと受け入れられないということがあります。そういう方に関して何とかそれを同じような形で、一般の搬送と同じような形で同じように扱っていただくように対応していきたいというふうに、そういう対応のことでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 片股敬昌副委員長。

○副委員長（片股敬昌君） すみません、この6ページのアカハタ放流事業というところは、私があるところで海岸にいましたら、アカハタを二見湾内で放流しているところを実際に見ているんですね。ご存じだと思うんですけども、この湾内でとれるアカハタというのはもうほとんど虫がいるんですよ、ほとんど100%と言っていいぐらいです。なぜこの湾内で放流されるのかちょっと意味がわからないんですが、そういった事実はご存じですか。湾内で放流されているという形。

○委員長（稲垣 勇君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） アカハタ放流事業につきましては、湾内というよりは父島とか母島とか……、湾内というわけではなくて、兄島の瀬戸で放流したりとか、滝之浦とかで放流したりとか、母島のちょっと場所は忘れましたが、母島のほうでも放流しているということで、

（「扇浦でも見れるんですよ、扇浦でも」との声あり）

○産業観光課長（牛島康博君） ちょっとそれは確認させて、後で報告させていただいてよろしいですか。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

佐々木幸美委員。

○委員（佐々木幸美君） ひとつ港湾局の要望でございますけれども、母島の東港についての整備促進ということで、これは東京都は完了岸壁として一応捉えているわけですよ。そうすると、まだ調査は全部終わっていない時点でもう当時の状況の中で完了ということになったんですけれども、今度この東京都へ要望する中で、東京都がそういうスタンスでいるのにまだ二重丸でやっていくわけですけれども、この辺のところをやはり南海トラフも含めました津波の防災岸壁という捉え方で要望していかないと、なかなか単に漁港の延長ということでの要望は難しいと思うんですけれども、その辺のところは私も振興審議会でもお話ししているんですけれども、国と東京都のすり合わせということで、いかがなものでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず今議長がおっしゃったことですよ、完了という東京都の今までのスタンスというものについては、第四種の漁港整備でやってきたわけで、このことの切りかえをしませんと本当に難しいと思うんですね。ですから、我々も港湾局ではいろいろお話をさせていただくんですが、ご相談を局長はじめ技監の皆様ともしていますので、ぜひ議長のほうもいわゆる防災の観点からということの切りかえで新たな事業が進むようなことを、方向づけをどうするかということについては、一緒になってということもありますし、また議長が上京された折にそのようなお話をさせていただくとありがたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 毎年のこの東京都予算要望の中に、首都大学東京の小笠原研究施設に常駐の研究者を置いてほしいというそういう要望がたしかあったと思うんですけれども、

それはどこに入っているものなんですか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） ちょっと過去のあれを全て今ちょっと手元にないのですが、少なくとも平成26年度、27年度につきましてはそういった要望は小笠原村からは出していないと思われるんですが。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 昨日見せてもらっています。どこかにあるはずなんですけれども、世界遺産関係のところに入っていたんですが、一応ちょっとあるという前提でお話をさせていただきたいんですが、昨日担当の職員が一応確認はしています。

私が言いたいのは、前回の振興開発審議会に参加したときに、委員の皆様から調査研究を生かした観光振興また産業振興というご発言が結構な人から出ましたよね。首都大学の先生を筆頭に、たしか3人ぐらいから出ていたと思います。小笠原の産業振興また観光振興にとって研究施設の基盤を整備するというのは非常に大事なことだと思っておるんですよ。ここの東京都の予算要望に上げてもらっているわけですけども、項目の中に隠れるぐらいの要望ではなくて、一本ばんと大きな枠で入れてほしいなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 一木委員の趣旨を踏まえてちょっと内部で検討させていただいて、事務的にまだ間に合うのであればちょっとそういうことも検討した上で、検討させていただきます。

先ほどのその事項につきましては世界遺産の項目の中に紛れているということで、すみません。説明が伝わらなくなりまして、すみません、失礼しました。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

片股敬昌副委員長。

○副委員長（片股敬昌君） 3ページの製氷海岸園地の整備というところがあるんですけども、どの程度の整地になるのか、あるいは公園、海岸全体の大まかなこういうふうな園地に持っていきたいというような構想とか、もしございましたらお願いします。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） この件の要望につきましては、東京都に整備をお願いしたいという要望で出しておりまして、具体的な中身については整備の要望がかなって東京都の検討

になったときに出てきますので、具体的には海洋センターと漁業協同組合の今の養殖関連の施設の間を公園化してはどうかという要望で出しております。ただ、これに対する回答というのはなかなか東京都も、建設局も環境局もそれぞれ厳しい回答が続いていると、整備をする予定はないというところで続いております。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎小笠原近海における中国船違法操業逮捕事案について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第7、小笠原近海における中国船違法操業逮捕事案について、提出議員の説明を求めます。

高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 本年4月13日、我が小笠原諸島の中にあります北之島近海において、違法操業中の中国漁船が海上保安庁によって現行犯逮捕されるという事案が発生いたしました。海上保安庁所管の事件ではありますけれども、同事案についての詳細と処理の状況について、執行部よりご報告を願います。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、小笠原近海における中国船違法操業逮捕事案について報告をさせていただきます。

これから報告いたします内容については、海上保安署に問い合わせをし、横浜海上保安部において記者発表によって出されました資料をまとめまして、表現としてはそのまま使って説明をさせていただきます。

まず、1としまして概要でございますが、平成26年4月13日午前4時40分ころ、横浜海上保安部所属巡視船「あきつしま」は、下記船舶——後ほど説明しますが、以下「該船」と申し上げますが、小笠原群島北之島の北北西約26キロメートルの海上——排他的経済水域内でございますが、この海上において操業していたことを認め接近したところ、該船が航走を開始したことから停船命令を実施したが、該船はこれに応じず航走を継続した。引き続き

停船命令を発しつつ、追尾中の午前10時ころ、小笠原群島北之島の西約110キロメートルの海上において逃走する該船に海上保安官が飛び移って停船させ、午前10時29分、該船船長をE Z漁業法違反容疑で現行犯逮捕したものでございます。

2としまして被疑者ですが、自称——船舶に証明する書類等がなかったということで自称ということで、逮捕者は、氏名、楊 建煌、国籍、中華人民共和国、職業、閩連漁運60498船長、年齢、36歳。

3としまして罪名罰条でございますが、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、略称E Z漁業法違反。同法の第5条第1項、無許可操業ということで、同法第18条第1号の1,000万円の以下の罰金に相当するということでございます。

4としまして要目ですが、該船でございますけれども、船種、漁船、船名、閩連漁運60498、総トン数、約150トン、国籍、中華人民共和国、乗組員は船長含めて中国人18名。

5、その後の扱いですが、中国大使館から担保金の提供を保証する書面が提供されたことから、平成26年4月14日午後4時45分、被疑者を釈放という報告を受けております。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 現行犯逮捕されたということで、通常であれば刑事訴訟法等にのっとり48時間以内に身柄と証拠品を添えて検察官のところへ送致しなきゃいけないんですけども、罰金ですか、担保金を払って即釈放された。通常考えてみますと随分簡単な措置だなと思うんですけども、そのところはどうなんですか。通常の措置だとは思いますが、どうしてこういうことになるのかというところを、ちょっと海上保安署のほうにも聞かれていますので、ご説明願いたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） まず、今回の事案が外国人の日本の国内の排他的経済水域内における違反操業ということになります。まず、ちょっと長くなってしまいますが、国連海洋法条約、排他的経済水域ですとかそういったものの取り決めのありますこの条約によりまして、領海、排他的経済水域において国内法令の遵守を確保するために、乗船検査・拿捕など必要な措置をとることができるとともに、漁業活動及び海洋汚染活動について、それぞれ拿捕された船舶及びその乗組員について、供託金の支払いまたは合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放することを沿岸国に義務づけているというのがまず国連海洋法条約の中に定められております。日本は1996年からこの条約を批准し、それに準じた国内の関連法の改正が行われております。

先ほど説明いたしましたE Z漁業法もそれに沿った改正が行われております。この法律の第24条にありますが、この法律に違反した罪に当たる事件についてでございますが、司法警察員である者、これは巡視船に乗っていた海上保安署の方がそれに該当します。以下、取締官と言いますが、当該拿捕にかかわる船舶の船長及び違反者に対し、事件について担保金またはその提供を保証する書面が提供されたときには遅滞なく違反者は釈放され、及び船舶その他の押収物は返還されることということになっております。

先ほど報告しました、4月14日に中国大使館から担保金の提供を保証する旨の書面が出されたことから釈放されたということの経緯になっております。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） よくわかりました。早期釈放を旨とする法律があるためにこのような措置になったということでそれは十分理解できました。

それでは、要は何をどのぐらいとったのか。日本の水域に入ってきてどのぐらいとったのか、どんな被害があったのかというのをやっぱり地元の人たちは、漁業関係者、どのぐらいとられたのかとか心配しているんですけども、その内容と、担保金は幾らぐらいこの場合払ったのか、それはわかったのでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 私も気になりますので問い合わせをいたしました。今回はサンゴのいわゆる違法操業、サンゴ密漁ということのようですが、これについては、海上保安署のほうからは捜査情報に関することなので、担保金の額またはサンゴの採取量については回答いたしかねますということでお返事をいただいております。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 捜査情報と言われてしまえばそれまでなんですけれども、裁判とか開けば全て明らかになるんですけれども、捜査云々というよりもその前に釈放してしまったんですからね、しまったというか釈放ということになったんですからいたし方ないと思います。

いずれにしても、こういう議論をしている間にも、尖閣の周りでは海上保安庁、海上保安官の方々がしのぎを削るような活動をしております。これに関しては一国民としてもその活動に関して感謝するものでありますし、今後も尖閣周辺に限らずこの周辺海域にあっても活動を続けていただきたいと思います。

私はこれを上げたのは、小笠原という地域が特に1,000キロという絶海の孤島に位置する

という特別な環境にあるものですから、海上保安庁の活動にとってこの距離というものが何か足かせになるか、あるいはこの小笠原にそのような基点というものが無いので、何かそういう活動に関して不具合が生じていないかというのが心配でしたんですけども、余り表でそういう議論をしてもこういうことはなかなか議論が明るみ、明るいところでやるというのも困ることが出てきますので、今後はちょっと海上保安庁のほうに直接お伺いして聞きたいと思っておりますけれども、こういう事案があつて適正に対処されているということは、我が小笠原村周辺海域も海上保安庁のプレゼンスがきいているということで安心いたしました。執行部の方はいろいろ問い合わせをいただきまして、ありがとうございました。

○委員長（稲垣 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） ないようですので、以上をもって本議題を終了します。

◎その他

○委員長（稲垣 勇君） 次に、日程第8、その他事項で何かございますか。

（「ありません」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎閉会中の継続調査について

○委員長（稲垣 勇君） 次に、日程第9、本委員会の閉会中の継続調査についてお諮りします。

お手元に配付の特定事件継続調査事項表の事項を調査するため、閉会中の継続調査の申し出をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査を申し出ることと決定しました。

◎閉会の宣告

○委員長（稲垣 勇君） お諮りします。

本日の委員会はこの程度をもって終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(稲垣 勇君) 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会を閉じます。

これをもちまして、総務委員会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(午前10時40分)